

浜松市スポーツ大会出場激励金交付要綱

(要旨)

第1条 この要綱は、スポーツの奨励と振興を図るため、浜松市等を代表して全国規模以上の大会に選手又は監督等として競技への出場が決定した個人又は団体（以下、個人又は団体を「者」という。）に対して、交付する激励金について必要な事項を定める。

(対象大会)

第2条 激励金の対象大会は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 全国高等学校体育連盟が主催する全国大会
- (2) 全国高等学校野球連盟が主催する全国大会
- (3) 公益財団法人日本スポーツ協会が主催する全国大会
- (4) 公益財団法人日本スポーツ協会に加盟する団体が主催する全国大会
- (5) 上記の大会を経て又は上記の団体から推薦を受けて出場する国際大会
- (6) その他市長が必要と認める大会

(交付対象者)

第3条 激励金の交付対象者は、市内に住所を有する者若しくは市内の学校を代表して出場する者で次の各号のいずれかに該当する者又は市長が必要と認める者とする。ただし、大会の要項等で監督、選手等の出場者が定められている場合は、その人数以内の者を対象者とする。

- (1) 本市を含む地域を対象とする県大会、東海大会等の予選を経て出場するもの
- (2) 大会の要項等で規定された標準記録等に到達して出場するもの
- (3) 競技団体等の推薦（競技実績を考慮し選出されたもの）を受けて出場するもの

2 前項に定めるもののうち、市長が必要と認める者である場合以外で次の各号のいずれかに該当するものは除く。

- (1) その出場種目を職業として行い、それによって生計を立てている者
- (2) 浜松市教育委員会「文化・スポーツ大会出場激励金交付要綱」に該当するもの
- (3) 全国障害者スポーツ大会に該当するもの

(激励金の額)

第4条 激励金の額は、別表に掲げる大会の区分に応じ、同表に定める金額を交付する。

(交付の申請)

第5条 激励金の交付を受けようとする者は、スポーツ大会出場激励金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、大会開催日の前日までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

- (1) 大会の要項等大会内容が確認できる資料（外国語の場合は訳文を添付）
- (2) 予選結果のわかる書類又は競技団体等からの推薦書
- (3) 口座振替依頼書

2 前項の激励金の交付を受けようとする者が団体種目として出場する場合は、当該団体ごと一括して申請するものとする。

(審査・交付)

第6条 市長は前条の規定による激励金の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認められたものについて激励金を決定し、交付する。

(結果報告)

第7条 前条の規定により激励金の交付を受けた者は、出場する大会終了後、3週間以内に大会出場結果報告書(第2号様式)により市長に報告しなければならない。

(返還)

第8条 市長は、第6条の規定により激励金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、激励金の返還を求めることができる。

- (1) 虚偽の申請をした場合
- (2) 前条による報告がなかった場合
- (3) 暴力行為や薬物使用等、市の信用を著しく傷つけた場合
- (4) その他市長が特に必要があると認めた場合

別表(第4条関係)

区分		金額
全国大会	全国高等学校体育連盟及び 全国高等学校野球連盟が主催する大会	1人につき5,000円 (ただし団体種目については 上限50,000円)
	国民スポーツ大会	
	その他の全国大会	1人につき3,000円 (ただし団体種目については 上限30,000円)
国際大会	世界大会	1人につき50,000円
	世界大会(年齢区分により出場者が 限定されている大会)	1人につき20,000円
	アジア大会	1人につき20,000円
	アジア大会(年齢区分により出場者が 限定されている大会)	1人につき10,000円
都市対抗野球大会、社会人野球日本選手権大会、 全日本クラブ野球選手権大会		1チーム100,000円
全日本サッカー選手権大会、 全日本女子サッカー選手権大会		1チーム100,000円

備考

- 1 国際大会はオリンピック種目又はパラリンピック種目を対象とする。その他の種目については、上記金額の2分の1とする。

附則

- 1 この要綱は平成18年4月1日から施行する。
- 2 スポーツ大会出場激励金交付要綱(平成13年4月1日施行)は、廃止する。

附則

- 1 この要綱は平成22年1月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は平成28年8月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前のスポーツ大会出場激励金交付要綱の規定により市

長に対してされている申請その他の行為は、改正後のスポーツ大会出場激励金交付要綱の相当規定により市長に対してされた申請その他の行為とみなす。

3 この要綱の施行の際現に改正前のスポーツ大会出場激励金交付要綱の規定により市長がした交付の決定その他の行為は、改正後のスポーツ大会出場激励金交付要綱の相当規定に基づいて、市長がした交付の決定その他の行為とみなす。

4 この要綱の施行の際現に従前の規定により調製した用紙がある場合は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則

- 1 この要綱は令和3年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は令和5年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は令和6年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は令和7年4月1日から施行する。